

現在地 [トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [教育委員会](#) > [教育施設整備室](#) > [新型コロナウイルス感染症対策に係る学校体育施設開放事業の開放再開基準について](#)

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る学校体育施設開放事業の開放再開基準について

更新日：2020年8月20日更新

### 新型コロナウイルス感染症対策に係る学校体育施設開放事業の開放再開基準について

8月4日に長野県の感染警戒レベルが見直されたことに伴い、今後の新型コロナウイルス感染症対策に係る学校体育施設開放事業の運用基準を次のとおり定めました。

#### 運用基準

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校体育施設開放の運用基準

	校庭	体育館
利用中止の判断基準	長野県において上田市内に「感染警戒レベル4（特別警報）」が発表された場合、又は、それと同程度の状態となったと認められた場合	校庭の判断基準に達した場合、又は、上田市内で新型コロナウイルス感染者の発生が確認された場合
利用中止の時期	発表の翌日	警報発表又は発生確認の翌日
利用再開の判断基準	長野県における感染警戒レベルが「3以下」になった場合	長野県における感染警戒レベルが「3以下」になった場合、かつ、最新の新規感染者の発生から14日間経過

	校庭	体育館
利用再開の時期	発表の翌日	基準を満たした日の翌日

## 現在(8月19日)の施設開放状況

- ・ 体育館 開放中止(9月3日から開放再開予定)
- ・ 校庭 開放中

## その他

- (1) 当該中止期間の電灯使用料は、次回申請時に調整します。
- (2) メールアドレスを提出いただいている利用登録団体様には、メールにて別途御連絡します。

### このページに関するお問い合わせ先

教育施設整備室

代表

〒386-0025

長野県上田市天神一丁目8番1号

Mail : sisetu@city.ueda.nagano.jp

Tel : 0268-23-6772 Fax : 0268-23-6761

メールでのお問い合わせ